

競争ルールの検証に関するWG（第27回）

1 日時 令和4年4月1日（金） 17:33～19:00

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、
関口構成員、長田構成員、西村（暢）構成員、西村（真）構成員

○オブザーバー

小室公正取引委員会事務局経済取引局調整課長

○総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、川野料金サービス課長、片桐消費者行政第一課長、鈴木厚志電気通信技術システム課番号企画室長、寺本料金サービス課企画官、渋谷消費者行政第一課企画官、永井料金サービス課課長補佐、望月料金サービス課課長補佐、相良料金サービス課課長補佐

4 議事

【新美主査】 皆様、こんにちは。本日もお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから競争ルールの検証に関するワーキンググループ第27回会合を開催いたします。本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、オンライン形式による会議とさせていただきます。

まず、議事に入ります前に、事務局から連絡事項の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日もオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。これまでの会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。

なお、チャット欄は、構成員の皆様、総務省出席者、オブザーバーからは御覧いただけますが、傍聴者からは見えません。御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただけますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミ

ュートにさせていただきますよう、お願いいたします。音声がつながらなくなった場合などにも、チャット機能を御活用いただければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと存じます。

本日の議題は5点になります。1点目は「電気通信事業法第27条の3の規律の概要と遵守状況に係る覆面調査の結果の速報について」でございます。2点目は「主要諸外国における携帯電話端末の周波数対応の現状について」、3点目が「MNPワンストップ化の検討状況について」、4点目が「引込線転用による工事削減の進め方について」、5点目が「事業者等ヒアリングの進め方について」でございます。それぞれについて事務局から御説明をいただき、意見交換を行うという形で進めたいと存じます。よろしく申し上げます。

それでは、まず議題（1）電気通信事業法第27条の3の規律の概要と遵守状況に係る覆面調査の結果の速報について、事務局から御報告をよろしくお願いいたします。

【相良料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。事務局でございます。資料1につきまして御説明をさせていただきます。こちらの資料は、今回の検証におきましても、電気通信事業法第27条の3の規律、特に通信料金と端末代金の分離に関する規律の執行状況等について意見書を頂くに当たりまして、構成員の皆様におかれましては御存知のことと存じますけれども、今後の議論に向けまして、まず、改めて制度の概要、そして端末単体販売拒否というものが問題となる考え方について説明をさせていただきます。その後、覆面調査の結果について、末尾で速報として御報告をさせていただくものでございます。

では、早速1ページおめくりいただければと思います。右肩1ページでございます。

上の枠囲いのおり、同法第27条の3等の規律の概要ということで、こちらは、モバイル市場の公正な競争を促進するためのルールとして置いているもの、その下のオレンジ色の箱に記載のとおり、競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・代理店に規律を課すものでございます。

それぞれ通信料金と端末代金の分離、また行き過ぎた囲い込みの禁止という観点から諸々規律を設けておりますけれども、今回のテーマと関連いたしますのが、左側、赤囲いをしている部分でございます。通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の利益提供を上限2万円に制限するというもの、いわゆる2万円上限規律でございます。

もう1ページおめくりいただければと思います。右肩2ページ、同法第27条3の規律における利益提供の考え方でございます。今、触れさせていただきましたものがこの図の中の左上でございます。通信契約と端末のセット販売を条件とする利益提供につきましては、これは同法第27条の3の規律対象となりまして、2万円の上限がかかるものでございます。一方で、その右側を御覧いただければと思います。青色にしてございますけれども、端末単体販売の際に行う利益提供、例えば回線契約関係なく、量販店でSIMフリー端末などを買うという場合の利益提供につきましては、こちらは同法第27条の3の規律の対象外になります。

そして、その下を御覧いただければと思います。こうした、通信契約と端末のセット販売においても端末単体販売においても同条件で行う利益提供であれば、こちらは同法第27条の3の規律対象外となるものでございます。ただし、その下に書いてございますけれども、同条件と言いますためには、当然のことながら、自社の通信回線利用者以外、つまり端末、通信をセット購入する方以外の端末のみを購入する者に対しても、実際に等しく提供されていくことが必要ということを書いているものでございます。

1ページおめくりいただければと思います。右肩3ページでございます。こちら、前回会合までに構成員から言及のございました近時の1円訴求についての資料となります。上の枠に記載のとおり、MNO4社におきましては、最新の高額端末等について、先ほど申し上げたようなセット販売と端末単体販売に対する同条件での割引と、あとは2万円上限規律の対象となるセット販売が条件の割引、こういったものを組み合わせて、いわゆる実質負担額〇円とか一括〇円、そうした形で訴求しての端末販売を実施しているものと認識しております。

その下の図が例示となります。例えば左側、いわゆる実質負担額1円というものについてのイメージでございます。左側ですけれども、例えば、割引前の機種代金が11万円のものがあったといたします。それに対して、その右側2つ、列を並べておりますけれども、この青いところが、先ほど申し上げた、端末のみ購入でもセット購入でも同条件で提供するとされている割引かと存じます。

例えば、上から申し上げますと、機種限定特典、機種購入特典という形で、この機種を買えば単純に割引くというもの。あとはその下、端末購入プログラムの利用、黄色マーカーをかけておりますけれども、一定期間後の端末返却を前提として、一定額分の残債を免除、そういった形で一定額負担を下げる形になっているかと思っております。そうしたものを

提供することによって、端末のみの購入の場合でも、例えば実質2万2,001円で手に入る、セット購入の方には、さらに上限の範囲内で、この赤枠のところでございますけれども、税込み2万2,000円までの割引を行って、実質負担額1円で手に入る、そういった訴求をしているものがあるかと存じます。

そして、右側を御覧いただければと思います。いわゆる一括1円としているものでございますけれども、例えば6万6,000円の端末があったといたしまして、左のように端末購入プログラムについては組み込まず、端末のみ購入する場合にもセット購入の場合にも同条件で、例えば機種限定特典、購入特典といった形で一定額を割引くといった形で、あとはセット購入の方に対しては、上限の範囲内での2万2,000円の割引を行うといった形で、端末のみ購入でも2万2,001円、セット購入の方には一括1円、そういった形で手に入るという訴求をしているものがあるかと存じます。

同法第27条の3の考え方としましては、申し上げましたとおり、上記の形で、この条件どおり、セット販売、端末単体販売共に青いところ、同条件で行われることについては、規律対象外となるものでございます。

次のページを御覧いただければと思います。右肩4ページでございます。こちら、参考までに、各社の端末購入サポートプログラムの状況というところでございます。青枠のとおり、いずれの各社が提供するものにつきましても、回線契約者、回線契約者以外へ等しく提供しているとされているものでございます。

また、1ページおめくりいただければと思います。このページ以降、今回、我々の覆面調査の中で、実際に写真を撮って入手いたしました各社の店頭での表示例でございます。先ほど、お示したイメージに当てはまるものかと存じますけれども、このページはNTTドコモさんの例でございますけれども、左側は実質負担額〇円の例でございます。赤枠で囲みましたが、NTTドコモさんの「いつでもカエドキプログラム」、端末購入プログラムを利用するという形で、セット販売の方につきましては実質負担額23円で手に入るというような訴求をしているもの。あとは右側、iPhone SEが一括1万円なり1万5,000円程度で手に入る、そういった訴求をしているものかと存じます。

右肩6ページへお進みいただければと思います。KDDIさんの例でございますが、同様の訴求がなされているものがございます。右肩7ページもソフトバンクの例で、同様に左側、端末購入プログラムを使うという前提であればということと、右側一括でというところで訴求がなされているものでございます。

もう1ページおめくりいただければと思います。楽天モバイルにおきましても、ポイント還元という形でございますが、実数ゼロ円、そういった訴求をしている例がございます。

1ページ、さらにお進みをいただければと思います。右肩9ページが、冒頭申し上げました端末単体販売の拒否が問題となる理由について考え方を整理したものでございます。まず、左側を御覧いただければと思います。先ほど、1円訴求の例のところを使ったイメージと似た形を用意してございますけれども、例えば、端末のみ購入、セット購入を並べまして、青枠のとおり、どちらについても同条件で提供するという割引を一定額用意する。その上で、セット購入の方については赤枠のところ、上限内の税込み2万2,000円までの割引を行う、そういった形で行うものであれば、同法第27条の3の規律上、問題とはならないものでございます。

一方で、右側を御覧いただければと思います。同法第27条の3の規律上問題となるケースということで書いているものでございます。まず、左側の条件で割引を行うとしながら、一番上の①、端末の単体販売拒否が行われるとどうなるかというところでございます。こちらは、端末のみの購入はできないという形になりますと、左側では青、要するに、端末単体購入でもセット購入でも同条件で提供するとしていた利益提供の部分が、結論としてセット購入する方にしか提供されないこととなります。そういったこととなりますと、色が青から赤に変わりますと、この赤い部分については同法第27条の3の規律の2万円上限の規律の対象となります。そういった形に照らしますと、今、この形については、通信契約者に限って4万5,999円の割引を提供して、上限を超過していることになり、規律違反となるものでございます。

その下の②、端末単体販売時の割引拒否でございます。こちら、端末単体販売自体はするしつつ、その場合、端末単体販売の場合に割引が効かないという形にすると、実質的に機種限定特典といったものはセット購入の条件とするものと、その後なりまして、上の考え方と同じとおり、上限超過となるものでございます。

あとは、その下、③、利益提供の上限超過というところを御覧いただければと思います。こちらは、端末のみ購入の場合にも同条件で行うという青色の利益提供を一定額行うとしつつ、セット購入の方に対するセット購入条件の赤い枠の部分の利益提供額が、これは2万2,000円を超えているパターンということでございます。こちら、上限超過で違反になるものでございます。

1ページ、おめくりいただければと思います。右肩10ページでございます。今年度の

覆面調査の概要・結果というところを御報告させていただくものでございます。上の枠にありますとおり、昨年度同様、非回線契約者に対して、例えば先ほど申し上げたような割引を提供する、端末を販売することとしていながら、店頭で非回線契約者に対する端末販売を拒否するなどにより規律に違反する行為が行われていないか、そういった実態を把握するために覆面調査を実施したものでございます。

その下、覆面調査の内容としているものでございます。昨年報告書の公表以降に実施をいたしまして、今回の調査対象につきましては、昨年はMNO大手3社でございましたけれども、楽天モバイルも加えて、MNO4社を対象に行ったものでございます。調査項目につきましては、1番、非回線契約者への端末販売の有無、その下、2番、非回線契約者への端末購入サポートプログラムの提供の有無、3番で、先ほど申し上げた、回線契約した場合の利益提供額が幾らになっているか、要するに、端末のみ購入の場合と回線契約セット購入条件の場合とで2万2,000円以上の差が開いていないか、そういった点を見たものでございます。

その下、矢印に簡単な結果を示してございますけれども、結論といたしまして、この調査の結果、各社の一部の店舗において、例えば非回線契約者の端末単体販売拒否、端末購入サポートプログラム提供拒否が行われた事案が報告されているところでございます。さらに、これも各社の一部の店舗におきまして、回線契約を条件とする2万円上限を超える疑いのある利益提供が提示された事案も報告されているところでございます。

現在、詳細については分析中でありまして、追って御報告させていただくことを考えておりますけれども、最後のページ、右肩11ページにおきまして、非回線契約者への端末販売拒否事案ですとか端末購入プログラムの提供拒否事案について、そこにおいてなされた説明の例を提示しているものでございます。一番上やその下のポツが典型例かと思えますけれども、この事業者に関しては、「非回線契約者に対して端末を販売していない。」あるいは、「非回線契約者に対しては端末を販売することはできない。」といった説明もありました。あとは一番下にございますとおり「半導体不足で端末自体が納品されていない。」という説明をしつつ、直後に電話で確認をしたところ、実際には在庫があった。そういった報告もなされているところでございます。こうしたものにつきまして、今後詳細に分析をさせていただきまして御報告させていただきますが、まずは本日、速報として御報告させていただくものでございます。

資料1につきましては以上になります。

【新美主査】 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御報告につきまして、コメントや御質問がある方はチャット欄にて合図をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、大谷さん、どうぞ御発言をお願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。事務局から丁寧な御説明をいただき、改めて、各社の端末サポートプログラムを組み合わせた割引との関わりなども含めて認識を新たにしましたところ。また、覆面調査も改めて実施していただきましたが、その結果は非常に残念なものです。詳細はこれからのヒアリングの結果を待つことになると思いますが、11ページのところに述べていただいている概要・結果で、非回線契約者の端末販売拒否事案の説明の例ですけれども、1回目の覆面調査と比べましても、在庫がないなどと言うなど、より巧妙になっているという実感がございます。前回も、システム未対応というような言い方があったということで、このような端末単体販売拒否の背後に構造的な要因があるのではないかと疑われまして、販売代理店への手数料や奨励金体系などの内容がどうなっているのかということについて、公正取引委員会も含めて御指導があったと思います。

その結果として、一定の是正がなされているのではないかと期待していたところではありませんけれども、27条の3違反を助長するような手数料・奨励金体系といった問題、それから、それ以外の問題がまだ完全には改善されていない、是正されていないという現状があるのではないかとと思われるところでして、代理店側の知識不足とか、あるいは周知不足といったことがもう既に通用しなくなっている現状を受け止めて、ヒアリングに際しても、手数料や奨励金体系、端末を販売する際の事務プロセスなどについて、もう少し詳しいヒアリングができれば、このような状況についての説明がつくのではないかなと考えているところでございます。

質問などではなくて、どちらかという感想ですけれども、今後のヒアリングに期待したい点を述べさせていただきました。

以上でございます。

【新美主査】 大谷さん、どうもありがとうございました。

続きまして、北さん、御発言をお願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。質問とコメントがでございます。

まず質問ですが、覆面調査で非回線契約者への端末販売拒否が確認されたということですが、どのくらいのショップを訪問し、どのくらいの違反があったのかについて教えてく

ださい。

コメントですが、前日も発言いたしました、ショップスタッフが販売を拒否する背景には転売を目的とする利用者、転売屋の存在があるんですね。ショップスタッフに改めて話を聞きますと、3ページの絵が分かりやすいのですが、右の一括1円販売ですと、すぐに回線も解約された上に端末が転売されて、何の法律も犯していないという、おとがめなしの状態ですが、左側の実質1円販売は、2年後に端末の返却が条件になっているので、転売屋は右を選択しがちということですね。こういう不健全な状態を、業界を挙げてなくすためにどうしていけばいいのか、この辺りを次回以降、キャリアさんへのヒアリングでお話を伺えれば良いなと思います。

右側の、例えば機種限定特典を転売価格より高くなるように縮減する。つまり、車で言えば、新車を中古車より安く売るなという規律を設けるであるとか、また、キャリアさんが、例えば定価2万2,000円以下のローレンジの端末を除けば、ミドル・ハイレンジの端末については一括1円という右側の売り方はやめて、左の実質販売、つまり、端末購入サポートプログラムをかまして販売することにすれば、転売屋はちゅうちょするというか、これをもしそのまま転売してしまったら、実際のところ、割賦残債を請求され、それを踏み倒すことは不正になりますし、さらに、割賦残債が残った端末が市場に流通すると赤ロムになってしまうので、これもよろしくないことになる。幾つかやり方はあろうと思いますが、今の状態は非常に不健全ですので、キャリアさんには、ヒアリングの中で、どうすればこういった状況を回避することができるのかをお聞きできればと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。コメント、非常に示唆に富むものだと思います。

では、質問の件について、事務局からどうぞお答えいただけたらと思います。

【相良料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。北構成員、御質問ありがとうございます。覆面調査の対象件数、そして違反件数について御質問いただいたかと存じませぬ。

まず、対象件数につきましては、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクにつきましては100以上、3桁に乗る数、また、楽天モバイルについてはそれより少ない数というように御認識をいただければと考えております。

また、違反件数でございますけれども、現在、まさに詳細を分析中ございまして、どのような示し方ができるかというところも含めまして、今後検討させていただければと考

えております。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。言わば速報的な説明ですので、次回、より詳細な数値等を出していただけるということでございます。

続きまして、長田さん、御発言をお願いします。

【長田構成員】 長田でございます。感想になりますけれども、5ページ以降、各社の店頭での表示例が紹介されていますが、確かに回線契約がなくてもオーケーというのが下のほうに載っていますけれども、このポスターというか、これを見た瞬間は、やっぱり「他社からお乗り換えなら」がすごく目立つ表示に皆さんなっていると思います。なので、回線契約がなくても端末を売っているということがどれだけの消費者に伝わっているのかなというのは課題だったと思います。調査してみても断られるケースがかなりあることも大きな問題ですけれども、端末だけが買えるんだということも知られていないんだなというのがよく分かりました。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

続きまして、佐藤さん、コメントをお願いします。

【佐藤構成員】 佐藤です。コメントになります。他の構成員の方々と思うところは同じで、27条の3の遵守に関しては昨年も問題になっていて、総務省から要請があったにもかかわらずルールが守られてない状況のようなので、これは非常に残念でならないことであり、また根深い問題だと考えます。

ヒアリングを通して、どういった状況なのか、どこが問題なのか検討していくことになると思いますが、ルール違反の現状を明確にして、問題のある事業者について、単なる要請で改善が見込めないのであれば、今までと違ったより強い措置、具体的な規律を考えていく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

続きまして、中央大学の西村さん、どうぞ御発言をお願いします。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。中央大学の西村でございます。私からはコメント1点でございます。

今回、覆面調査も含めまして、特に端末単体販売の拒否というものを問題視するという

ことでございます。27条の3第2項第1号の規律、特にそのほか以降でございますけれども、確かにガイドライン等では様々な具体例が紹介されておりまして、一方で非常に複雑、読みにくいというような指摘もあるかと思っておりますが、他方、今回の先ほど申し上げました、そして説明いただきました端末単体販売の拒否というのは、これは明確に27条の3第2項第1号違反というような形で、恐らく最低限の基本的ルールというようなことが、1枚目のスライドにもありましたけれども、そこは事業者各社、認識する必要があるかと思っておりますし、その点をヒアリング等でも、どのような形で認識されておられるのか確認する必要があるかと思つた次第でございます。

以上でございます。

【新美主査】 コメントありがとうございます。ほかに、発言御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

議論の中にもありましたように、今回の御報告では、今後の議論に向けて、通信と端末の分離の規律について改めて解説をいただくとともに、加えて覆面調査の結果を速報の形で御説明いただきました。事務局におかれましては、今後の検証に向けて、より詳細な、さらなる報告の準備をお願いしたいと存じます。

それでは、議題の1については以上にしまして、続きまして議題の2について御説明いただきます。主要外国における携帯電話端末の周波数対応の現状についてでございます。では、事務局からよろしく申し上げます。

【川野料金サービス課長】 事務局でございます。資料2について御説明申し上げます。

携帯電話端末の周波数対応につきましては、前回の会合におきまして、現状の報告をさせていただきますましたが、このうち、主要諸外国の状況だけ前回の報告に間に合いませんでしたので、本日追加で御報告させていただきます。

1ページ目を御覧ください。まず、我々の調査の結果の概況を御説明させていただきます。今回の調査は、時間は限られましたけれども、総務省から在外公館を通じて、下のEUを含めた6か国に状況を確認させていただいたものでございます。

御覧いただきまして、丸とあるのが、携帯電話端末がきちんと全携帯事業者の周波数に対応している国でございます。御覧いただきますと、米国を除いて、主要国においては、基本的に販売されている携帯電話端末は各携帯電話事業者の周波数に対応しているという様子でございます。

まず、英仏独のヨーロッパの3か国、こちらは各政策当局、規制当局の回答としまして、

基本、特定の事業者だけに対応した端末はそもそも市場で売ってないということで、基本的に市場で売られている端末は全ての携帯電話事業者さんの周波数をカバーしている。したがって、政策論議あるいは政策的な対応についても特に議論はないという御報告をいただいております。

他方、一番右の韓国につきましては、少々毛色が違っておまして、政策的な対応が取られているというところでございます。右下を御覧いただきますと、電気通信設備の相互接続基準というものがあまして、これを受けて、原則、全ての端末が全ての携帯事業者の周波数に対応しているということのようでございます。こちらは、後ほど詳しく御説明いたします。その結果といたしまして、右の上、韓国の1段目のところですがけれども、携帯電話事業者が販売する端末については、各携帯電話事業者の周波数を全て搭載しているという実態があるというところでございます。

そういう意味で、日本と同じような状況になっているのは米国のみというところでございまして、一番左でございます。黒の三角とさせていただきますけれども、携帯電話事業者が販売する端末については、他社の周波数に対応していないものがあるという状況でございます。米国における政策の議論、対応について調べましたところ、韓国のような普遍的な議論はないようでございます。他方で過去、端末の対応周波数、あるいは相互接続性について問題になった例が1つ確認できましたので、それを参考までに御報告させていただきます。

2ページ目を御覧ください。韓国及び米国における政策的対応の例でございます。まず、韓国につきましては、先ほど申しました電気通信設備の相互接続基準という規律がございまして、こちらの第68条というところで、端末のUSIM移動性というものを規定しており、USIM、つまりはユニバーサルSIMということのようでございます。具体的な条文を下の参考というところで、もちろん韓国語ですので仮訳という形で載せさせていただきます。御覧いただきますと、移動通信サービス提供事業者は、すなわち携帯電話事業者さんは、利用者が加入者識別モジュール、いわゆるSIMを、同一事業者または他の事業者のSIMに交換し、端末装置に挿入しても、音声通話サービス、映像通話サービス、いわゆる各種通信サービスを利用できるようにしなければならないというような規律が定まっているというところでございます。

上の2つ目の丸でございますけれども、御覧いただきましたとおり、特に周波数対応をするようにというような直接の規定はございませんが、実質的に他社のSIMが入っても

ちゃんとサービスが使えるようにという規制でございますので、結局これに対応しようとすると、携帯電話端末は全て他の事業者の周波数をカバーせざるを得ないという形のものでございます。

ページをめくっていただいて3ページ目、こちらが実際に韓国において販売されている携帯電話端末の対応周波数自体の表でございます。御覧いただくと分かりますとおり、きれいに全てのバンドに対応しているということのようでございます。他方、一番右側のミリ波についてはまだ対応がなされていないということのようでございます。

特筆すべきは下側の表だと考えておりまして、こちらは携帯電話各社の専売モデル、すなわち特定の携帯電話事業者さんだけが販売されている携帯電話端末、こちらにつきましても全て丸がついているというところでございます。例えば、一番上のGalaxy Wide 5という端末がございますけれども、これを取り扱っている携帯電話事業者さんはSKT様ですが、SKT様に割り当てられていない帯域、具体的には左から2番目の900メガヘルツ地帯、バンド8というところは、黄色で塗ってあるとおり、KT様にしか周波数が割り当てられてないようですが、そこもきちっとカバーされているという状況でございます。

前回の御報告を思い出していただければと思いますが、サムスンのGalaxyは、そういう意味では、我が国においても販売をされているわけですが、このように、ソウルではきれいに全部対応していて、日本ではそのようになってないというような状況のようでございます。

1ページお戻りいただきまして、2ページ目の下半分、米国における政策的な対応について御紹介をいたします。2008年に連邦通信委員会（FCC）が700メガヘルツ帯の電波オークションを実施した結果、多くの地域系の中小の通信事業者さんが、バンド12という周波数帯を獲得され、逆に全国事業者であるAT&Tさんがバンド17という周波数を獲得された。この相互のバンドに相互接続性がない、互換性がないということがあったようでございます。これを受けて、こちらの中小事業者さんたちが懸念されましたのは、端末メーカーさんが、製造コストを削減する、あるいは、全国事業者であるAT&Tさんの大口需要が見込まれるバンド17の端末製造にだけ注力することによって、中小の事業者さんに割り当てられたバンド12に対応した端末の調達が困難になるのではないかと、あるいはローミングができなくなるのではないかとということ懸念されて、当時、消費者団体と一緒に当局に対応を求めたということがあるようでございます。

これを受けて、FCCにおいても、当時の政策文書を見ると、もし産業界で解決が図られないようであれば規制の検討もあり得るだろうというような姿勢を見せていたわけですが、翌年、AT&Tが業界関係者と調整をされて、AT&Tさんが販売される端末も、全て中小事業者さんのバンド12にも対応するというのを自主的に確約されたということでございます。これを受けて、規則改正は、ある意味で規制を入れずに終わったということが事実関係としてあるようでございます。

今お話ししたものがアメリカの例でございます。最後の4ページ目が、実際にアメリカで今販売されている携帯電話端末の対応周波数の現状でございます。前回御覧いただきました日本と同様に、この赤い部分、あるいは水色、オレンジの部分という、他社には対応してないところがあるようでございます。他方、右上にございますとおり、850メガヘルツ、1.7ギガヘルツ、1.9ギガヘルツ辺りはそろっている状況のようでございます。

現状の報告ということでございます。事務局説明、以上でございます。よろしくお願いたします。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について御発言を御希望の方はチャット欄にて合図をしていただければ指名させていただきます。よろしくお願いたします。

北さん、どうぞ御発言をお願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。前回、私から、韓国が日本と同様の状況だという旨の発言をしましたが、完全な誤りでしたので、訂正し、謝罪いたします。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

続きまして、全相協の西村さん、どうぞ御発言をお願いします。

【西村（真）構成員】 どうもありがとうございます。周波数の話については、極力分かりやすい形の運用になればいいなと思います。韓国のように規制をするという方向性もありますし、アメリカのように話合いである程度無難なところに落ち着くというのも大変示唆に富んでいるなという感想でございます。

以上です。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、佐藤さん、御発言をお願いします。

【佐藤構成員】 ありがとうございます。佐藤です。西村構成員が言われた内容と重な

るところですが、まず、この周波数の対応については、これもまたスイッチングコストになっていて、ユーザーに対しても競争事業者にとっても問題であると考えています。この問題について、諸外国では何らかの対応がなされているということ、また、日本では対応が遅れているということなので、諸外国の事例を参考に、日本でも何らかの具体的対応をしていくことが必要だと考えています。ヒアリングでは、対応していないのは、コストの問題なのか、あるいは競争戦略等の問題なのか、説明していただくことになるかと思っています。

対応策について説明があったように、1つは規制ルール、新たな規律をつくるということがあると考えます。あるいは、アメリカのようにメーカーや通信事業者主導で自主的に改善に向けた議論を進めていくということもありうると思います。ヒアリングで各社の意見を伺って、どのような対応をすべきか議論させていただきたいと思っています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

続きまして、大橋さん、どうぞ御発言をお願いします。

【大橋構成員】 ありがとうございます。まず、前回から、事務局の方で調査していただき、大変ありがとうございます。これまでスイッチングコストを低下させようということで様々な努力をしてきた中で、今回の周波数の話が、ある種、意図的なものだったのか、あるいは、たまたまこういう形で我が国は対応ができないような姿になってしまったのか、しっかりと事業者の方に御説明いただきつつ、これ自体も乗換えを自由にするような形の周波数対応型の端末を出すためのコストがどのくらいなのかということもしっかり考えながら進めていただくのかなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

【新美主査】 ありがとうございます。今の点について、佐藤さんの御発言も併せて、やはり端末のコストはどれくらいかかるのかということもしっかり見ながら議論を進めていきたいと思います。

大谷さん、よろしくをお願いします。

【大谷構成員】 大谷でございます。ありがとうございます。今回調べていただいた内容を拝見しますと、日本でも販売されている端末について、対応が異なっているという状況がよく見えてきたかと思っています。世界各国で同じ端末でありながら、対応する周波数を変更して販売することが販売者側のコストにどのように影響しているのかということと、

誰がそういったことのイニシアチブを取っているのかといったことをヒアリングで確認していくことができればと思っております。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。ほかに、御発言を御希望の方いらっしゃいますでしょうか。ありがとうございます。

この周波数対応の問題、一筋縄ではいかないような気がいたしますので、今、お三方から御発言がございましたように、どういうコストがかかるのか、どういうものなのかというのを慎重に検討しながら議論を進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、議題の3に移りたいと思います。MNPワンストップ化の検討状況について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【鈴木番号企画室長】 番号企画室の鈴木でございます。私から、資料3、MNPワンストップ化の検討状況について御説明申し上げます。

では、早速1ページをお開きいただければと思います。MNP手続のさらなる円滑化という観点から、1回の手続で完結するワンストップ化の実現に向けまして、昨年、スイッチング円滑化タスクフォースで御検討、整理をいただきました。このワンストップ化につきましては、リード文1点目の赤字にありますとおり、昨年5月に公表した同報告書におきまして、今後2年以内をめどにワンストップ化が実施できるよう、課題の解決に向け取り組むこととされたところでございます。

報告書の公表後、昨年の夏頃から、MNO4社さん、MVNO委員会さん、総務省との間で定期的に会合を持ちまして、スキーム、課題の検討を精力的に実施してまいりました。結果、リード文2点目の赤字に記載のとおり、令和5年春頃をめどとする実施に向けた基本的方向性については、おおむね共通認識が得られているといった状況になってきております。時間軸で言えば、まさに中間地点に差しかがろうとしておりまして、これからより詳細なシステム構築等に向けた検討を加速していくこのタイミングにおきまして、まだ詰めるべき点、多々ございますが、これまでに関係者間でおおむね合意できた一定の方向性、今後のスケジュールなどを本日御報告させていただく次第です。

その下、これまでの検討状況ということで、基本的な方向性等を3点挙げております。1点目は、ある意味当然でございますけれども、ワンストップという方式の意義、1つのコンタクト窓口によって契約の解除、新規申込み、回線切替えが完結する仕組みを検討し

ていくということ。2点目は、その検討を行う上での前提、問題意識の共有ということで、利用者利便の確保、特に解約時における説明責任を負う事業者の明確化、MVNOの対応の容易性について認識を共有した上で検討を進めていこうということでございます。3点目は、2点目に関連しまして、MVNOはウェブ手続が主流であることなどを考慮しまして、ウェブ手続を優先して検討しているということでございます。その下、個別事項ということで、主要な事項の方向性を表に記載しております。

まず1点目、システムでございますけれども、タスクフォースでの議論におきましては、共通データベータ方式という案もありましたが、最終的にはコスト等の観点から、既存システムを活用することとされまして、次のページで触れますけれども、MNP予約番号が自動で発行できるように既存のシステムの改修を予定しているところでございます。

2点目、実施チャンネルです。現状、ウェブを優先して検討しておりますが、別のチャンネルにおきましては、ウェブのスキームを活用することを想定しておりまして、店頭におきましては、例えば販売員がタブレットなどを用いて対応することが想定されます。ただ、電話受付のチャンネルにつきましては、現行、ツーストップの場合は、移転元から予約番号を発行してもらうという意味で有効なチャンネルでございますけれども、ワンストップの場合は新規契約が前提となりますので、その実現可能性、あるいは必要性も含めて、今後検討していく必要があるかと思っております。

3点目、ツーストップ方式との並存でございます。ワンストップ方式を原則としつつも、ワンストップをちゅうちょする利用者への配慮等のため、当分の間、ツーストップも並存させる方向で検討してまいります。

最後、4点目、解約時の重要事項説明でございますけれども、これをしっかりやらないとトラブルになるという御指摘をタスクフォース等でいただきました。検討の結果、移転元が説明責任を果たすとの観点で、移転を希望する利用者が正しく理解・承諾できるような内容を確保することとしております。ただし、タスクフォースの報告書にはありますとおり、利用者に分かりやすくという視点でどのような工夫ができるかにつきましては今後の検討課題と認識しております。

以上が、ワンストップ化の検討の方向性のアウトラインになります。

次、2ページをお開きいただければと思います。まず、フロー全体のコンセプトを申し上げますと、現行のツーストップ方式は、移転元から転出の意思を示す予約番号を発行してもらって、利用者は、この予約番号と電話番号を移転先に持って行って手続を行います

けれども、検討中のワンストップの方式は、既存の予約番号発行システムは活用するものの、この予約番号を利用者が関知せず、介在しない形で、事業者間で自動的にこれを行う仕組みでございます。すなわち、新規手続の過程で、移転先事業者から移転元事業者に予約番号を請求し、移転先事業者において予約番号と電話番号をひもづける形で必要な確認手続を行おうとするものでございます。

このフロー図でございますけれども、矢印の実線が利用者の動線、矢印の点線がシステムの動線を示しております。緑が既存のMNPのシステムを示します、という前提で、まず利用者は、ワンストップですので、1番の移転先事業者のホームページ、MNP受付にアクセスし、手続を行います。ただし、契約情報と重要事項の説明は移転元事業者が行うことから、移転先の事業者の受付画面に示されます移転元リスト、このグレーのところ、移転元を選択いたします。移転元を選択しますと、2番の移転元事業者のサイトに移動しまして、マイページにログインの上、重要事項等の確認を行うこととなります。最後、4番で転出意思の確認をしますと、5番の移転先事業者の新規申込み画面に自動的に飛ぶこととなりますけれども、その際、移転元事業者のほうで4番から6番に伸びる点線矢印のとおり、転出意思を受け渡し、当該利用者向けの予約番号を発行する準備、処理を行うこととなります。

以降は、移転先事業者のほうで新規手続として進んでいきますけれども、その過程におきまして、8番と6番に示すやり取りのように、移転先事業者から移転元事業者に予約番号の入手依頼、そして入手した予約番号と利用者の電話番号とのひもづけを行いまして、9番の開通手続、10番の解約処理を行うといったような手続となります。

なお、この一連の手続に要する所要時間につきまして事前に御質問があったんですけれども、契約内容などから見た個人差、あるいはシチュエーションの違いによって差は生じるので、必ずしも一概には言えないんですけれども、その上であえてという前提で一部事業者に聞きましたが、おおむね30分強程度ではないかと伺っております。ただし、これも店頭で行う場合の物理SIMをすぐに使える場合でございまして、7番にあります物理SIMを郵送してもらう場合には数日かかる場合もあろうかと思っております。以上が、現在検討中のウェブチャネルにおけるフローのイメージということになります。

3ページをお開きいただければと思います。想定スケジュールでございます。御覧のとおり、来年2023年の春頃を目指して取組を進めていくこととしております。昨年夏以降、スキーム・課題検討を行ってきておりますけれども、今年の6月頃までをめどにシス

テム仕様の検討を終えて、夏、7月以降をめどに、システム構築に取りかかる、そのようなスケジュールを関係者間で共有しているところでございます。

もっとも、米印にありますとおり、スケジュールはあくまでも現時点での想定でございますので、今後、変動があり得ることはお含みおきいただければと思います。いずれにしましても、また内容がある程度明確になった時点で、改めてWGには御報告を申し上げたいと思っております。

4ページ、5ページは、スイッチングタスクフォース報告書の抜粋でございますので、説明は省略します。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、コメントあるいは御質問のある方は御発言をお願いします。チャット欄にて合図をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

大橋さん、どうぞ御発言をお願いします。その後、北さん、お願いします。

【大橋構成員】 ありがとうございます。まず、今回、MNPのワンストップ化について、関係者、取りまとめいただいて、こうした形で案と、あとロードマップというか、今後のスケジュールについて御提示いただいたこと、感謝申し上げます。移転先、1番目の出発点を含めて、しっかり御検討いただいたことを感謝申し上げます。しっかり進捗管理していただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、北さん、どうぞ御発言をお願いします。

【北構成員】 野村総研の北でございます。1つ質問ですが、今回のスキームに参加するのは全てのMVNOさんなのか、まずは、MVNO委員会加盟の全事業者さんなのか、あるいはさらにその一部なのか、この試験運用開始時点でどの程度のMVNOさんが参加する予定なのでしょうか。

【新美主査】 今の質問につきまして、事務局から御回答いただけますか。

【鈴木番号企画室長】 ありがとうございます。一応対象は、全ての事業者を想定しております。ただ、2023年の春に全ての事業者が本当に参加できるかどうかというのは現状断定できませんので、その辺り、これから我々も事業者にお声をかけていきたいと思っておりますし、MVNO委員会さんなどにも御協力はいただきたいと思いますと思っております。

何分、結構な事業者がおりますので、2023年春の段階でどのぐらいが参加できるかというの、これからまた検討していきたいと思っておりますけれども、いずれにしましても、全ての事業者においてワンストップ化ができるように対応を進めていきたいと考えております。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。北さん、いかがでしょうか。

【北構成員】 システムの構築・更改にお金がかかるのは、MNOさんだけでしたっけ。MVNOさんはかからないんでしたっけ。

【鈴木番号企画室長】 その点も、具体的にはこれから検討していくことにはなりますが、既存のMNOさんのシステムは、API連携をしてMVNOさんともつながっており、その辺りのシステム改修費というのはMVNOさんにも生じることは想定されますので、全然お金がかからないということではないかと思っております。いずれにしましても、これからまた詳細は検討していくことになろうかと思っております。

以上です。

【北構成員】 分かりました。

【新美主査】 よろしいでしょうか。それでは、ほかに御発言を御希望の方がいらっしゃったらどうぞ。よろしいでしょうか。

MNPワンストップ化について、関係者の皆様におかれましては、本日説明のありました令和5年の春頃をめどとする実施に向けて、引き続き御検討いただきたいと思っております。また、このワーキンググループとしましても、その検討状況を注意深く見ていきたいと考えております。皆さん、前向きに取り組んでいらっしゃいますので、ワーキンググループとしては、それに多大なる関心を持って注視しているということだけ申し添えておきたいと思っております。

続きまして、議題4の引込線転用による工事削減の進め方について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。それでは、「資料4 引込線転用による工事削減の進め方について」の資料について御説明いたします。

まず、1枚おめくりいただきまして、右肩1ページです。引込線転用に向けた事業者間協議の進展状況についてでございます。この点につきましては、NTT東日本・西日本の引込線を利用する接続事業者・光コラボ事業者間で、利用者が事業者変更を行う際に生じ

る引込線の撤去工事を不要とすることを目的といたしまして、令和2年3月以降、NTT東西、接続事業者としてKDDI、光コラボ事業者としてドコモ、ソフトバンクの間で協議が進められてきたところでございます。

どのようなスキームを採用するかにつきまして、合意形成が難航いたしまして、昨年6月に、このワーキンググループにおきまして、協議の状況について、NTT東西から御説明いただいたところ、構成員の皆様から、検討が遅れているという御指摘、また、総務省がオブザーバーで参加して状況を見ていくべきであるというような御指摘、また、接続事業者としてSNCも参画すべきであるというような御指摘もいただきまして、そのような形で検討が進められてきております。

また、昨年の本ワーキンググループの報告書案に関するパブリックコメントの中でも、NTT東西から、昨年9月までに具体的な運用方法を取りまとめるといった旨の意見提出もございました。しかしながら、令和3年9月末に行われた事業者間協議におきましても、なかなか合意の形成には至らず、決定が見送りとなっており、以後、事業者間協議という形では開催されていない状況でございます。

他方、NTT東西におかれては、各事業者と個別に協議と調整を重ねていただきまして、実際どういった方法で実施するのかといったスキームの方向性については固まりつつあるという状況でございます。その一方で、ソフトバンクから御指摘がございまして、こちらが昨年の報告書の記載との兼ね合いでございます。注釈の2番目のとおり、昨年、構成員から、自己設置事業者も含めて協議を実施することを検討することや、電気やガス等の他のインフラ系サービスと同様に屋内配線に関する設備を標準化することにより、屋外工事のみでサービスを利用できるよう検討するという点について意見があったところでございまして、昨年の報告書では、「総務省及び関係事業者においては、まずは課題の整理を行い、対応の可能性について検討することが適切」といった形の記載がされております。この点につきまして、現在協議をしている対象となっている範囲が、NTT東西さんが引き込んでいる引込線、かつ戸建て住宅といったところが今、検討スコープに入っておりますけれども、こちらについて結論を出したとしても、その点を実現した後に、さらにその他の自己設置事業者を対象に含めるということになった場合には、再度システム開発やオペレーション追加の対応といったものが発生してしまうことを懸念されており、スキームを決定するに先立ちまして、まずは自己設置事業者等も対象とするか否かといった方向性を示していただかないと、どのスキームであったとしても参入することが難しいといった

ような主張がされておりました。なお、現在も採用するスキームについて合意形成がされていない状況になっております。

課題につきまして、次の2ページ目から整理しております。まず、戸建て住宅、集合住宅といった市場の状況についてお示ししているものでございます。現在検討されているスコープというのが緑の枠線で囲まれている部分でございます。これにつきまして、その右側、戸建て住宅において、電力系、CATVといったところまで転用を広げるといった場合の主な課題として、まず、オレンジの吹き出し部分で2点記載がございます。1つ目は、各事業者で物理的な設備仕様に差異が存在するため、標準化に調整や対応コストが必要であるということ。2つ目は、こちらはNTT東西の設備の転用にとどまらない話となりますので、設備競争を阻害する可能性があるといった点について検討すべきであるという点でございます。

次が、上の集合住宅でございます。こちらは、現状では紫の枠内、こちらはNTT東西からの卸提供ということで、設備の転用がないため、フレッツ光・光コラボ間の転用の変更だけができるというような状況でございます。こちらについて、さらにその右側のシングルスター、電力系、ケーブルテレビといったところまで広げていくといった場合の主な課題といたしまして、上の青い吹き出し部分で記載がございます。こちらは、その転用については、構内の配管上の課題といったものが生じておまして、こちらはなかなか電気通信事業者間の業務だけにとどまらず、配管というのは住宅メーカーといったところが決めていくものでございますので、なかなかそこについて、電気通信事業者間だけで議論しても実現が難しい状況でございます。

その上で、光屋内配線に係る国の基準があるのかといった点について調査いたしましたところ、現状、そういった基準は存在しないといった状況でございます。かつ、基準策定や標準化に向けた検討といったことも現状行われていないという状況でございます。

続きまして、3ページ目、4ページ目で、課題につきまして少し個別に記載した内容がございます。まず3ページ目、1番目が現行の検討スコープで実現した場合ということで、留意事項といたしまして、ソフトバンクから御指摘があった今のスコープでの転用実現後、さらに自己設置業者、集合住宅の転用を目指した場合に、複数回にわたるシステム開発等が発生するというようなものです。他方で、メリットといたしまして、この転用については、同じNTT東西の設備間の転用であるため、比較的容易に可能ではないかということ。また、そこで転用可能となる範囲につきましては、構成員限りの数字となっております。

れども、このようなことになっております。

続きまして2ポツ目、戸建て住宅まで広げるといった場合の留意事項につきましては、NTT東西ですとか、その他の自己設置事業者への聞き取りを踏まえて整理しております。①といたしましては、自己設置事業者まで含めた転用には下記のような課題が幾つか存在しております。保守運用ルール、設備の所有等の在り方によってはコストアップにつながりまして、そこが利用者料金の上昇といったことや、事業者の負担増といったことにつながるというような点が1つ目でございます。

②といたしまして、こちらも前のページに記載がございました設備競争の阻害といったところについて慎重に検証する必要があるということ。また、③といたしまして、新たな標準に合わせて設置された設備間では、事業者変更が行われる場合のみ引込線転用が可能となるため、この標準化が仮に実現したとしても、その効果は当面の間は限定的であるというようなことがございます。また、メリットといたしましては、このような赤枠の転用範囲が広がるという状況でございます。

続きまして、4ページ目にお移りください。集合住宅において転用のスコープを広げる場合ということで、留意事項、2点記載がございます。1点目につきましては、前のページで申し上げた配管上の課題等といったものがあり、また、行政側で基準が存在するわけではないということ、また、それに向けた検討も現状はなされていないということの記載がございます。また、②につきましては、先ほどの戸建て住宅のところでも申し上げたとおり、新たな標準に合わせて設置された設備間で事業者変更が行われる場合のみ引込線転用が可能となるため、標準化が実現しても、当面の間は効果が限定的であるということでございます。また、メリットといたしましては、転用の範囲がこのように広がるというものでございます。

以上を踏まえまして、赤矢印の右側でございます。これらの状況を踏まえまして、スコープを広げる際の課題等につきましては、NTT東西及びその他の自己設置事業者の方々からヒアリングを行って確認、検討する必要があるのではないかということで示しております。

5ページ目、6ページ目につきましては、昨年の報告書案へのパブリックコメント、意見をまとめたものでございますので、説明は割愛いたします。

説明としては以上とさせていただきます。

【新美主査】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまし

て、コメントあるいは御質問がある方は御発言いただきたいと思います。チャット欄で返信をしていただければ指名させていただきます。どうぞお願いします。

相田さん、どうぞよろしく申し上げます。

【相田主査代理】 相田でございます。転用という言い方をしていますけれども、結局、一番何が問題なのかというと、宅内工事が必要になるということで、日程の調整等も大変だしあれだということで、とにかく違うケーブルを使っているんだったら引き直しはもうやらざるを得ないので、これは少なくとも近い将来でどうしようもないと思われるわけですが、宅内において全く同じケーブルを使っているのに、電信柱上の都合でもって全部引き直さなきゃいけないというのはいかにも無駄であるというところで、ぜひ進めていただきたいなと思います。

でも、ここで止めていいのかというと、そういうことではないわけでもって、ここで扱っているのは、いわゆる同じ場所で事業者を替えるときの扱いということで、あと、4ページの下のところ、前の人が残していった回線があれば、それを流用可能だということはあるわけですが、そう遠くない将来、ビヨンド5Gということでもって、NTTさんは今、IOWNとかとおっしゃっていますけれども、次世代のブロードバンドサービスを受けるときに、また加入者回線を引き直さなければ駄目なのかということも問題になってくるわけで、やっぱりそれくらいのタイムスパン、5年なのか何年なのか分かりませんが、ぜひ宅内配線の標準化は進めていただきたいと思います。

以上です。

【新美主査】 相田さん、どうもありがとうございました。

続いて、大谷さん、どうぞ御発言をお願いします。

【大谷構成員】 何度もありがとうございます。構成員用の資料ですと件数が入っていて、この件数についてはお伝えできないわけですが、2ページのところの面積を見ると、大体それがどのぐらいの分量を示しているのかは理解できるころだと思いますし、現在の検討スコープはかなり大きな割合を占めていることが実感できるのではないかと思います。

それを踏まえますと、それ以外のスコープの部分、様々な技術的な困難などがあるからといって検討を停止するのは非常にもったいないとも思っておりまして、現在、検討スコープとなっている部分だけでも早期に実現させることが必要なのではないかと思っております。具体的にはヒアリングの過程で明らかになっていくことだと思いますけれども、

相田構成員がおっしゃったような最終的な形になるまでは、恐らく一定の時間がかかると
思いますけれども、現時点で何をすべきかといったことが、ある程度方向感をつかめて、
事業者がさらにそこに向けて動き出せるように検討に協力していきたいと思います。

以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございます。

続きまして、佐藤さん、御発言をお願いします。

【佐藤構成員】 佐藤です。この引込線転用の議論は、随分前から事業者間で協議を進
めていただくことになっていたと思います。そろそろ結論が出ている頃だと思っていたと
ころ、協議が進んでおらず、引き続き合意形成に難航しているということで、少し驚いた
というのが感想になります。

NTT東西の回線を撤去、再移設するのではなく、転用するという事は、効率性にお
いても合理性においても望ましいことで、コストが下がる、工期が短くなる、最終的には
ユーザーへのメリットも期待できると感じています。そういうことなので、結論からする
と、できるところから早急に実現する努力をしていただきたいということです。

追加で、違う視点で、ポイントを2つ述べておきますと、ソフトバンクが反対されてい
るということですが、スコープを後で広げることで追加の対応とかコストが増えるとい
うことであれば、増えるコストがどの程度で、それが、今みんな合意に近づいているもの
を、あと半年か1年遅らせることで失うコストを大きく上回るようなものなのかどうか
が疑問。できるところから始めるということが、ソフトバンクが言うように、それほど大
きな問題なのかというのは議論しなければいけないことだと思っています。

あと、相田構成員が言われたように、今の仕組みで今できることとは別に、将来のある
べきネットワークを踏まえて標準化等を考えるべきことは重要だと考えます。同時に、今、
何かを決めることで将来のネットワーク、標準化等に対して特に大きな障害になること
がなければ、今できることと将来に向けてなすべきことをスコープなり時間軸なりで分けて、
まずはできるところから実現すべきではないかと思っています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

続いて、関口さん、御発言をお願いします。

【関口構成員】 関口でございます。基本的には、4ページの赤矢印の継続確認・検討
ということによろしいとは思いますが、先ほどの大谷委員が言及された2ページの

ところに関して、現在の検討スコープ、緑のところについて、まずは実現性が極めて高いというのは間違いないので、その上で紫の光コラボのところまで広げる検討はありかなと考えていますが、右側の設備競争している相手にまで、この転用をお願いして、N T T東西仕様に全部合わせることで設備競争を阻害しないかどうかという点については、やはり検討すべきことで、私は、この右側の電力系、C A T V系をここに取り込んでしまうのは、やや設備競争阻害要因が増すような気がして、ここは利用者の設置コストを下げるとのこととの選択の問題ではありますけれども、私は設備競争を守っていくことのほうが価値が高いような気がいたします。

左側の集合住宅にどこまでこれを広げられるかについては、これは建築業者さんの問題でもあるので、建築業者さんが同じ仕様のもを入れていくようなタイミングが来れば障害が減っていくような状況かなと思いますけれども、基本、やはりこのグリーンのところはまずは実現可能性が高いような気がいたしておりますので、そこの実現に向けつつ、ほかの枠を広げる検討を継続するような選択肢がよろしいように感じました。

以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございます。ほかに、御発言を御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

皆さんの御議論でありましたように、できるところから始められたらということと、最後に関口さんの御発言があったように、設備競争を阻害することも避けるべきだという点ももっともですので、その辺の議論をもう少し続けていく必要があるかと思えます。本件につきましては事業者間の協議が長引いておりまして、今回の検証において議論を進展させる必要があるとは思います。

本ワーキンググループとしましても、今後、関係者から話をさらに何うとともに、関係事業者の皆様には、引き続き真摯な議論を続けていただけることを期待しております。

最後に、議題（5）事業者等のヒアリングの進め方について、事務局から御説明をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。では、資料5に沿って説明をさせていただきます。

資料5を1枚おめくりいただきまして、1ページ目に今後のヒアリングの全体像を御説明してございます。今後、ヒアリング第1回を4月の上中旬に開催いたします。その次、

4月の下旬に第2回、最後にヒアリング第3回を5月の上中旬に開催することを予定してございます。4月上中旬の第1回は、MNO4社の皆様に電気通信事業法第27条の3の執行の状況、通信市場、端末市場の動向、さらには携帯電話端末の対応周波数の制限についてお伺いすることを今考えてございます。

真ん中の青い部分、第2回、4月下旬の内容は、大きく前半、後半の2つに分かれることを想定しておりまして、MVNO委員会様、端末メーカー様に、携帯電話端末の対応周波数の制限についてお伺いすることを考えていることに加えて、この青い部分の下の半分ですが、消費者保護ルールの在り方に関する検討会との合同会合をさせていただき、MNO4社の皆様に事業法第27条の3の違反事例等、販売代理店の状況等、こういったことについてヒアリングを行っていくことを考えてございます。

一番下の第3回、5月上中旬の緑色の部分でございますが、こちらはMVNO委員会様、またはMVNO個社の方々、インターネットイニシアティブ様、もしくはオプテージ様、こういった方々をお呼びいたしまして、事業法27条の3の執行の状況、通信市場の動向や端末市場の動向、こういったことを伺いたいと考えてございます。この緑色の枠内の下にある端末メーカー様、こちらは、昨年ですとクアルコム様、Apple様にお越しいただいておりますが、こういった皆様に端末市場の動向を伺いたいということと、中古端末取扱い事業者の方々にもぜひお越しいただいて、中古端末市場の動向を含む端末市場の動向をヒアリングできればと考えてございますのが、今後の3回分の全体の事業者等ヒアリングの進め方、段取りになってございます。

おめくりいただきました2ページ目、3ページ目以降は、今、私が説明を申し上げた内容の詳細な、現在考えておる質問の事項案になりますので、1点1点の説明は差し控えさせていただきますが、2ページ目、3ページ目、4ページ目が1回目のMNO4社様に対するヒアリングの内容でございまして、申し上げましたように、2ページ目から申し上げますと、電気通信事業法第27条の3の執行の状況ということで、通信・端末の分離に係る規律の遵守の状況ですとか既往契約の解消の状況、または通信市場の動向や、おめくりいただいた3ページ目は端末市場の動向、こういったことについて、まずはお伺いする予定でございます。市場の動向については、全体の市場の現状に対する評価についてお伺いすることと併せて、通信市場の動向であれば、音声通話料金の見直しの現状ですとか、5Gプラン、大容量プランの提供の状況、端末市場であれば、最新端末の安値販売、資料1で御説明がありましたが、こういった内容や5Gについてお話を伺えればと思っております。

ます。

おめくりいただいた4ページ目は、第1回のMNO4社様にお伺いすることの中で、携帯電話の端末の対応周波数の制限、今回の資料2に関連したものでございますが、こちらについてもお話を伺いたいと考えてございまして、実際の対応周波数の決定の方法ですとか、対応周波数に現在差があることによる利用者目線のメリット・デメリット、あとは、現在端末を販売する際の利用者への情報の提供はどうなっているのか、または、前回のワーキンググループで紹介させていただいた総務省電気通信消費者相談センターに寄せられた意見を踏まえて、具体的にどういった改善策が考えられるのかといったことをMNO4社様にお伺いできればということを考えておるのが1回目でございます。

おめくりいただきました5ページ目、6ページ目、7ページ目の青いバックの部分が2回目の今考えております質問事項でございまして、5ページ目、6ページ目が2回目の前半と申し上げたMVNO委員会様、端末メーカー様に、携帯電話端末の対応周波数の制限についてお伺いするということを考えている内容でございます。MVNO委員会様には、5ページに書いてあります内容について、対応周波数の制限についてお伺いしたいと考えております。例えば、一番上の記載ですと、MVNO事業への影響ですとか、上から3つ目ですと、MVNOさんにおいて、実際に、利用者への情報提供として、どういったことを行っていらっしゃるのかといったことをお伺いしたいと考えてございまして、6ページ目は端末メーカー様に同様の内容についてお伺いするということで、端末メーカー様にも、やはりキャリア端末の対応周波数の決定に関する現在の状況ですとか、あとは上から2番目ですけれど、対応周波数に現在差があることについての利用者目線のメリット・デメリット、あと上から3つ目ですけれど、複数キャリアの周波数に対応する場合のメリット・デメリットということで、端末の開発や製造のコスト面に対して、特定のキャリアの周波数だけに対応する場合、複数キャリアの周波数に対応する場合、こういったことによるコスト面に対する影響を伺えればなということを考えてございます。

一番下は同様に、前回御説明差し上げた総務省電気通信消費者相談センターに寄せられた意見を踏まえての改善策。こちらについて、端末メーカー様の目線から、何か改善策があるのかといったことをお伺いできればと考えてございます。

おめくりいただいた7ページ目は、先ほどの1ページ目の段取りの表で言うところの真ん中にあった第2回のヒアリングの下半分の部分でございまして、消費者保護ルールの在り方に関する検討会との合同ヒアリングを検討している部分でございまして。こちら、MN

○4社様に事業法第27条の3の執行の状況、覆面調査関係ということで、本日、資料1で説明があったような内容について、MNO4社様にお話を聞いていきたいと考えてございますという点と、その下半分になりますが、販売代理店の状況ということで、代理店との関係性について、それぞれMNO4社様にお話を伺っていきたいと考えてございます。

おめくりいただきました8ページ目、9ページ目の緑色のバックの部分は、全体で言うところの一番下にあった第3回のヒアリングの内容を考えてございまして、8ページ目はMVNO様、MVNO委員会様、また、個社のI I J様、オプテージ様をお呼びして、MNOに伺ったものと同様になりますが、事業法第27条の3の執行状況ですとか、通信市場・端末市場の動向、こういったことについて全体のお話を伺っていくとともに、通信市場の動向につきましては、音声通話料金の見直しの現状、利用者の反応、もしくは5Gプランや大容量プランの提供状況、今後の考え方や課題について伺っていければと思っております。また、端末市場につきましては、最新端末の安値販売ということで、資料1でお話があったような話についてMVNOの方々にもお話を伺えればと考えてございます。

9ページ目は、端末メーカー様、上に書いてありますのは、昨年で言いますと、クアルコム様、Apple様にお話を伺った内容を念頭に置いてございまして、端末市場の動向ということで、全体的な状況と併せて、端末の修理ということで、Apple様にはIRPの進展の状況についてもお話を伺いたいと考えてございます。下半分は中古端末取扱い事業者ということで、昨年はRMJ様にお越しいただいてお話を伺いましたが、端末市場の動向、中古市場の動向、全体のお話を伺うとともに、中古端末取扱い事業者の方々にも、携帯電話端末の対応周波数の制限ということで、現在、中古端末取扱い事業にどのような影響があるのか、もしくは中古端末取扱い事業者として利用者に中古端末を売るときに、どういった情報の提供をされていらっしゃるのか。あとは、一番下ですが、主要な周波数に対応することがルール化、業界標準化されることについて、中古端末取扱い事業者として、または中古端末利用者の観点からのメリット・デメリットといったことをお伺いできればと考えてございます。

以上で資料5の説明はおしまいでございます。これが、今後考えております事業者等へのヒアリングの全体像になります。よろしく願いいたします。

【新美主査】 どうもありがとうございました。事業者のヒアリングの進め方について説明いただきましたが、これにつきまして、コメントや御質問がございましたら御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

関口さん、よろしくお願ひします。

【関口構成員】 関口でございます。3ページ目のところの枠3つ目、5Gの質問事項がありますけれども、ここ、特に2番目の黒丸が内容的に混在してしまっているような気がいたしまして、中身を少し分けて、質問項目を増やしていただけたらと思います。というのは、括弧書きでエリア、それから5Gなどでのコンテンツアプリということが一括りになっているわけですが、設備投資計画、カバーリングのエリア状況の話とコンテンツアプリ、大分違う内容ですし、それから5G端末も大分充実して市場に出回ってきている中で、今後の利用シーンというんでしょうか、特に5Gに特化したビジネスモデルの構築状況によって、端末の使われ方も4G時代とはがらっと変わってくるはずでありまして、これはスマホ以外の端末を含んでの質問のほうがいいと思うんですけれども、そういった端末の利用シーンと、それから、その背景にある5Gでのビジネスモデルはどのような構築状況にあるのかについて、ぜひ質問を入れていただけたらと思っておりますし、それから、5Gのキラーコンテンツが今後どのようなものになっていくのかについても、少し説明を分けて項目立てをしていただけたらと感じました。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。技術の進歩やビジネスモデルの変化、進行を視野に入れるべきということでございますので、事務局としては、今の御指摘を受けて、再度詰めていただきたいと思ひます。ほかに発言ございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本ワーキンググループで評価、検証をする際におきましては、関係する皆様から直接いろいろなることを伺うのは非常に重要なことだと認識しております。特に本年は、従来どおり、携帯電話事業者各社に加えて、個別端末メーカー各社に実態をお聞きすることが重要だと考えておりますので、事務局におかれましては、関係する皆様との調整をよろしくお願ひしたいと存じます。

関口さんのお話にもありましたように、技術の進歩、あるいは、さらなるビジネスモデルの変化によっては、関係する当事者は非常に広がりが出てきますので、その辺りは、委員の皆様のアドバイスをいただきながらでも結構でございます。できるだけ多くの関係の皆様から話が伺えるような調整をしていただきたいと思ひます。また、そういうことでありますので、事業者の皆様にはヒアリングに御対応いただくようお願ひしますが、どうぞ快く御協力をいただきますようお願ひ申し上げておきたいと思ひます。

特にほかに皆様からは御意見ございませんようですので、本日の議事は以上にさせていただきます。

それでは、最後に事務局からの連絡事項がありましたら、どうぞよろしく申し上げます。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日はありがとうございました。次回以降、関係者の皆様からのヒアリングが続くこととなります。日程の詳細につきましては、別途事務局から御連絡を差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

事務局からは以上です。

【新美主査】 ありがとうございました。それでは、本日も非常に熱心な御議論ありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上